

1 支援費を支給する市町村（援護の実施者）について

援護の実施者は、「居住地」の市町村（居住地を有する場合）又は「現在地」の市町村（居住地を有しないか、不明の場合）である（身障法第9条、知障法第9条）。

居住地とは、住民票の所在の有無ではなく、将来にわたり起居を継続することが社会通念上期待できる場所である。

（1）居住地を有する障害者の施設類型ごとの援護の実施者について

① 身体障害者更生施設、身体障害者授産施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設又は知的障害者通勤寮の入所者

標記の施設については、訓練終了後等には入所者は施設を退所することが予定されているから、当該施設入所者は、施設所在地の市町村に居住地を有するのではなく、施設入所前に住んでいた市町村に居住地を有する。したがって、援護の実施者は、入所前に住んでいた市町村となる。

ただし、出身世帯が転出するなどの事情により、利用者が退所後入所前の市町村と異なる市町村に戻ることが想定される場合は、出身世帯の転出先の市町村が援護の実施者となる。

② 身体障害者療護施設の入所者

身体障害者療護施設入所者の援護の実施者については、居住地特例（「入所前の居住地の市町村」身障法第9条第2項）により、施設入所前に住んでいた市町村が援護の実施者となる。

また、身体障害者療護施設入所者が継続して二以上の身体障害者療護施設に入所している場合は、当該入所者が最初に入所した身体障害者療護施設の入所前の居住地の市町村が援護の実施者となる。

③ 知的障害者地域生活援助（グループホーム）の入居者

知的障害者居宅支援の知的障害者地域生活援助（知的障害者グループホーム）については、住まいの場として考えられることから、将来にわたり起居

を継続することが社会通念上期待できる場所であるグループホーム所在地が「居住地」である。したがって、グループホーム所在地市町村が援護の実施者となる。

(4) 心身障害者福祉協会が設置する福祉施設（国立コロニー）の入所者

国立コロニーは、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設に準じて取り扱い、施設入所前に住んでいた市町村が援護の実施者となる。

(2) 居住地不明者の施設訓練等支援費の支給について

施設に入所する場合、障害者が入所前に居住地を有しない者又は居住地が明らかでなかった者であるときは、入所前におけるその者の所在地の市町村が、援護の実施者となり、施設訓練等支援費の支給を行うこととなる。

(3) 平成15年3月末日まで都道府県が措置を行う居住地不明者の知的障害者援護施設入所者の施設訓練等支援費の支給について

平成15年4月1日より、知的障害者が居住地を有しない場合又は明らかでない場合の援護の実施者は、権限の委譲により、その者の現在地の都道府県から、その者の現在地の市町村へ変更となる。

都道府県がその者が入所前に居住地を有しない者又は居住地が明らかでなかった者の援護の実施者としてこれまで措置してきた、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通勤寮又は心身障害者福祉協会が設置する福祉施設（国立コロニー）の入所中の者については、平成15年4月1日からは、当該入所者が措置されたときの現在地の市町村が援護の実施者となり、施設訓練等支援費の支給を行うことを原則とする。

ただし、措置されたときの現在地が明らかでない場合は、当該施設の所在地の市町村が援護の実施者となり、施設訓練等支援費の支給を行うことになる。